

前期 第1問

Xと、その妻Yは、飲食店を経営しており、従業員としてA女を雇っていた。しかし飲食店経営はうまくいっておらず、X及びYはA女のアパート賃料を節約するためにアパートを解約させ、A女をXYの自宅に同居させるようになっていた。飲食店経営を開始して3年が経過し、A女の接客態度が悪い、などを理由に、X及びYはA女に対し叱責したり、殴る蹴るの等の虐待を加えるようになっていた。

同年7月13日、XはA女の接客態度に立腹し、飲食店内において、シャッター降ろし用鉄棒(長さ1,05m、直径1,3cm)でA女の頭部、顔面、腰部などを多数回にわたって強打し、更に木製サンダル履きの右足で、頭部、腹部を足蹴りにした。その後XY宅に連れ帰った後、Xは木刀で腰部、腕部を殴打、また、手拳で鼻根部、胸部を繰り返し殴打するなどの暴行を加えた。これによって、A女は鼻骨骨折を伴う鼻根部挫創ないし挫裂創、下口唇挫創、後頭部挫創の障害を負った。暴行後、X及びYはA女を部屋に連れていき、就寝させた。

翌7月14日には、A女は食欲が減退し、夕刻になるとほとんど食事を取らなくなり、39度から40度の高熱を出し、息遣いも荒くなった。X及びYはこのままではA女が死んでしまうのではないかと、A女を病院に連れていくことを考えたが、こんな夜中に救急車が来ると近所迷惑だと考え、病院には連れて行かなかった。A女はいつものようにXY宅で就寝した。その後XYはA女について何ら気にかけることなく、XY2人で普段通りの生活を送っていた。A女の様態はどんどん悪化し、翌15日には意識がもうろうとして、ほとんど動けない状態となったが、その後も医師による治療を受けさせることはなかった。

同月19日、A女は、上記創傷を誘因とした心機能不全、肺炎、細菌毒素によるショック、炎症による脱水ショック、冠動脈閉塞により死亡した。これらの症状は、創傷を負った時点ですぐに適切な処置を行なっていれば起こることはないものであるし、仮にこれらの症状が起こったとしても、すぐに適切な処置を施せば死亡することはない。

Xの罪責について論ぜよ。

参考裁判例：東京地八王子支判昭和57年12月22日